

医政歯発 0427 第 1 号
健健発 0427 第 2 号
健が発 0427 第 2 号
基安労発 0427 第 2 号
保保発 0427 第 1 号
保国発 0427 第 1 号
保高発 0427 第 1 号
保連発 0427 第 1 号
こ成母 第 48 号
こ支虐 第 21 号
令和 5 年 4 月 27 日

(別 記) 御中

厚生労働省医政局

歯科保健課長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局

健康課長
(公 印 省 略)

がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局

保険課長
(公 印 省 略)

国民健康保険課長
(公 印 省 略)

高齢者医療課長
(公 印 省 略)

医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

こども家庭庁成育局

母子保健課長
(公 印 省 略)

こども家庭庁支援局

虐待防止対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う
各種健診等における対応について

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応いただいていたところです。本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、本年 5 月 8 日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

上記を踏まえ、これまで、①健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等、②特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業、③母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく健康診査等、④労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づく健康診断並びに⑤各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導（上記①から④までに該当するものを除く。以下同じ。）（以下「各種健診等」という。）の実施については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和 2 年 5 月 26 日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長、がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長、保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長通知。以下「対応通知」という。）においてお示ししてきたところですが、本年 5 月 8 日をもって対応通知は廃止し、今後は、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和 5 年 3 月 31 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）も参考に、各種健診等の実施に当たっては、適切に対応いただくようお願いいたします。

都道府県においては管内市区町村へ、保険者団体等においては貴管内の保険者等への周知徹底をお願いします。

(別記)

・各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）

・都道府県民生主管部（局）

 国民健康保険主管課（部）

 後期高齢者医療主管課（部）

・都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

・全国健康保険協会

・健康保険組合

・健康保険組合連合会

・共済組合所管課（室）

・各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 母子保健主管部局・児童福祉主管部局

・都道府県労働局労働基準部健康主管課